

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例
(建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1節 [略] | 第1節 [略] |
| 第2節 市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務(第3条一第9条) | 第2節 市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務(第3条一第8条) |
| 第2章～第6章 [略] | 第3節 計画の策定(第9条) |
| | 第2章～第6章 [略] |

附則

第9条 削除

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第1(い)欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(特定主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合す

附則

第3節 計画の策定

(計画の策定)

第9条 市長は、建築物の安全性の確保のための施策を総合的に実施するための計画(以下この条において単に「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、建築に携わる団体、関係行政機関その他の関係機関の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、計画に基づく施策の実施状況について、定期的に検証し、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 市長は、計画を策定し、又は見直したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第1(い)欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するも

るものに限る。)でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(興行場の客用広間及び客用廊下)

第24条 興行場の主階（客席のある1の階をいう。第5項において同じ。）において、1の興行場の客席の床面積が200平方メートルを超える場合にあっては、当該興行場の客席の後側、右側又は左側に客用広間（興行場の客の用に供する広間をいう。以下同じ。）を設け、及び客席の後側、右側及び左側のうち客用広間を設けていない側に客用広間に避難上有効に通じる客用廊下（興行場の客の用に供する廊下をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、客席の各部分から客用広間又は客用廊下への出入口のいずれかに至る直線距離が9メートル以下であるとき又は当該興行場の特定主要構造部が耐火構造であるときは、客席の後側、右側又は左側であって客用広間を設けていない側のうちの1つの側について客用廊下を設けないことができる。

2～6 [略]

ものに限る。)でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(興行場の客用広間及び客用廊下)

第24条 興行場の主階（客席のある1の階をいう。第5項において同じ。）において、1の興行場の客席の床面積が200平方メートルを超える場合にあっては、当該興行場の客席の後側、右側又は左側に客用広間（興行場の客の用に供する広間をいう。以下同じ。）を設け、及び客席の後側、右側及び左側のうち客用広間を設けていない側に客用広間に避難上有効に通じる客用廊下（興行場の客の用に供する廊下をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、客席の各部分から客用広間又は客用廊下への出入口のいずれかに至る直線距離が9メートル以下であるとき又は当該興行場の主要構造部が耐火構造であるときは、客席の後側、右側又は左側であって客用広間を設けていない側のうちの1つの側について客用廊下を設けないことができる。

2～6 [略]

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。以下この条及び第42条第3号において同じ。）に適合するものに限る。）としたもの及び特定主要構造部を耐火構造（主要構造部である屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) [略]

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 自動車車庫等の直上階に床面積

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。第42条第3号において同じ。）に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) [略]

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 自動車車庫等の直上階に床面積

が50平方メートルを超える居住の用途に供する部分がある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合にあつては、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とするか、又は自動車車庫等の特定主要構造部を耐火構造（主要構造部である屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすること。

（建築物の特定主要構造部に関する制限の特例）

第49条の2 令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第24条第1項又は第4項、第31条、第42条及び第43条第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第24条第4項及び第43条第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構

が50平方メートルを超える居住の用途に供する部分がある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合にあつては、自動車車庫等の主要構造部は、準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすること。

（建築物の主要構造部に関する制限の特例）

第49条の2 令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第24条第1項又は第4項、第31条、第42条及び第43条第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第24条第4項及び第43条第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部

造部であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定（第24条第4項及び第43条第2項を除く。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定（第24条第4項及び第43条第2項を除く。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。